

平成20年度 地方公共団体との研究会 報告書

～「市場化テスト」導入の手引き～

平成21年3月

内閣府 公共サービス改革推進室

目 次

はじめに	1
第1章 地方公共団体の「市場化テスト」に関する整理	3
第2章 「市場化テスト」の取組状況	16
第3章 「市場化テスト」の実務的課題	33
1. 対象事業の選定	34
(稲澤 克祐 専門委員) ..	
2. 公共サービスの質の設定と評価	38
(佐藤 徹 専門委員) ..	
3. 官のコスト算出方法とコストの官民比較方法	50
(岸 道雄 専門委員) ..	
4. 総合評価落札方式における質とコストの配分	59
5. モニタリング	65
第4章 窓口業務における実務的課題	69
1. 法に基づく「市場化テスト」	69
2. 法に基づかない「市場化テスト」	70
3. 公権力の行使と「市場化テスト」についての考察 ..	75
(石川 敏行 専門委員) ..	
4. 「市場化テスト」とPFI、指定管理者制度との関係	78
第5章 「市場化テスト」における住民参加	82
(福嶋 浩彦 専門委員) ..	
第6章 官民競争入札について	87
おわりに	91

(注)(カッコ内)は今回執筆を担当した専門委員、それ以外は事務局でこれまでの資料をもとに作成

はじめに

平成 18 年 7 月 7 日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という）が施行され、わが国においてもいわゆる「市場化テスト」が実施されることとなった。「市場化テスト」は、既に米国、英国、豪州等の諸外国で、公共サービスの質の維持向上と経費の削減のための手法として相当の成果を上げており、国のみならず地方公共団体においても行政改革の手法として注目されているところである。

地方公共団体における「市場化テスト」の導入に関連して、公共サービス改革法では、国は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるもの（法第 4 条第 2 項）とされており、制度の活用に向けては、地方公共団体への情報提供や調査研究が求められている。

そこで、内閣府公共サービス改革推進室では、地方公共団体における「市場化テスト」の導入が円滑に進むよう、官民競争入札等監理委員会地方公共サービス部会の専門委員と、地方公共団体の担当者との意見交換を行いながら、「市場化テスト」導入の課題等について検討し、論点整理を進めるための研究会を平成 19 年度から開催してきたところである。

◆ 平成 20 年度地方公共団体との研究会 開催状況

平成 20 年度の研究会では、「窓口業務にかかる実務的な課題」と「市場化テストの事例研究」の 2 本のテーマを設定し、延べ 7 回開催した。

窓口業務については、石川専門委員、事例研究については、稲澤専門委員に進行役をお願いするとともに、あらかじめ設定した議題について、担当専門委員等からプレゼンテーションをお願いし、検討・議論にあたっての手助けとした。

開催日、回数	議題、プレゼンテーションをお願いした担当専門委員等（カッコ書き）
H. 20. 7. 4 窓口業務① 事例研究①	・ 研究会の進め方について ・ 窓口業務にかかる実務的な課題について ・ 対象事業の選定について（稲澤専門委員）
H. 20. 8. 25 事例研究②	・ 官のコスト算出方法とコストの官民比較方法について（岸専門委員） ・ 事例紹介（多治見市、倉敷市、愛知県）
H. 20. 9. 8 窓口業務②	・ 窓口業務への市場化テスト導入の意義、実施手順、留意点について（日本経済研究所宮地氏） ・ 市町村の適切な管理下における業務委託の進め方について（事務局） ・ 事例紹介（南牧村：事務局説明）
H. 20. 10. 3 事例研究③	・ 質の設定と評価について（佐藤専門委員） ・ 事例紹介（北海道、丸森町）

H. 20. 10. 31 窓口業務③	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の適切な管理下における業務委託の進め方について (日本経済研究所宮地氏) ・24事項以外の窓口業務の市場化テスト(事務局) ・事例紹介(丸森町)
H. 20. 11. 28 事例研究④	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定、モニタリング、評価における住民参加(福嶋専門委員) ・事例紹介(新宿区、横浜市)
H. 20. 12. 12 窓口業務④	<ul style="list-style-type: none"> ・公権力の行使と市場化テストについて(石川専門委員) ・PFI、指定管理者制度との関係(日本経済研究所宮地氏) ・事例紹介(由仁町)

※研究会の資料は、内閣府 公共サービス改革推進室のホームページ(地方公共サービス部会内：<http://www5.cao.go.jp/kanmin/kaisai/bukai/bukai.html>)<地方公共団体との研究会>からダウンロード可能。

◆平成20年度参加者

○地方公共団体

北海道、岩手県、山形県、埼玉県、愛知県、和歌山県、熊本県、
由仁町、奥州市、丸森町、南相馬市、浦安市、千代田区、新宿区、中野区、
杉並区、足立区、狛江市、横浜市、相模原市、南足柄市、多治見市、浜松市、
大阪市、堺市、倉敷市

○専門委員(敬称略、50音順)

石川 敏行 専門委員(中央大学法科大学院(大学院法務研究科)教授)
稲澤 克祐 専門委員(関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授)
菊地 端夫 専門委員(明治大学経営学部公共経営学科専任講師)
岸 道雄 専門委員(立命館大学政策科学部教授)
佐藤 徹 専門委員(高崎経済大学地域政策学部地域政策学科准教授)
福嶋 浩彦 専門委員(中央学院大学客員教授)
和田 明子 専門委員(東北公益文科大学准教授)

○オブザーバー

宮地 義之氏((財)日本経済研究所調査局調査第二部副部長)

本報告書は、平成19年度に作成した『地方公共団体における「市場化テスト」導入の環境整備に向けての調査報告』をベースに、平成20年度の研究会で検討した課題について内容を補足・追加するとともに、取組状況などの情報を更新し、地方公共団体における「市場化テスト」導入の手引きとなるよう取りまとめたものである。

なお、目次にあるとおり、平成20年度の研究会においてプレゼンテーションをお願いした地方公共サービス部会の専門委員には、ご担当部分に関して昨年度の報告書をベースに加筆、修正していただき、それ以外の部分については、これまでの資料をもとに事務局(内閣府公共サービス改革推進室)で作成した。

第1章 地方公共団体の「市場化テスト」に関する整理

本章では、既に「市場化テスト」を導入している諸外国での導入背景やその成果、わが国における制度導入の目的や民間活力の導入状況等を概観し、地方公共団体における「市場化テスト」への取組環境を整理する。

1. 「市場化テスト」の理念と意義

(1) 「市場化テスト」とは

「市場化テスト」は、1970年代以降、構造的な不況に陥った各国政府が導入した新公共経営（New Public Management：NPM）の流れで生み出された行政改革手法の1つである。国によって制度や手法に違いはあるものの、その仕組みとしては、ある公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担うという考え方は共通である。

なお、現在日本で一般的に使われている「市場化テスト」という用語は、1990年代に英国中央政府で実施されていた官民競争入札の名称であった“market testing”もしくは“market test”の邦訳といわれている。

図表1-1 諸外国の取組事例

国	名称	「市場化テスト」実施の経緯	導入業務
米国	Competitive Sourcing 他に、Marketization、 Public-Private Competition、 Managed Competition	○政府による独占ではなく、市場にて提供可能なすべての業務は、官民競争により最適な供給者を選定。 ○地方レベル：80年代以降本格化 ○連邦レベル：90年代以降本格化	飛行場運営 上下水道運営 公共輸送システム 行刑施設運営 統計分析 等
英国	80年代 Compulsory Competitive Tendering 90年代 Market Testing、 Market Test	○80年代以降、地方政府での強制競争入札制度が段階的に導入。中央政府にも90年代初頭に導入。 ○97年以降、強制的側面は払拭されたが、ベスト・バリュー政策の一環として、サービスの価格及び質を考慮する官民競争入札の考え方は存続。	公共施設運営 道路維持管理 清掃廃棄物収集 処理 行刑施設運営 等
豪州	Competitive Tendering and Contracting	○95年、連邦及び全州政府が、公共サービスの提供についても競争を促進するべく国家競争政策改革を実施。 ○この結果、連邦・地方双方で、官民競争が多様な形で実践されている。	失業者就労支援 公園管理 旅券申請の受領 及び手数料徴収 等

出典：内閣府 公共サービス改革推進室編 「詳解 公共サービス改革法 Q&A「市場化テスト」ぎょうせい (2006.7) (一部加筆)

諸外国での「市場化テスト」は、地方公共団体レベルでも導入が図られており、米国のインディアナポリス市では、「市場化テスト」の導入によって、財政の健全化や組織・職員の活性化、地域経済の活性化等、大変高い効果を発揮したことが報告されている。

図表 1-2 インディアナポリスの「市場化テスト」

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴールドスミス市長(1992年～1999年の8年間)が導入。 ● 公共サービスが非効率な原因を「官が事業を行うから」ではなく、「競争がないから」ととらえ、「市場化テスト」を導入。 ● 小規模な事業から実験的に実施し、空港の運営など大規模なものへも展開。 ● 財政縮小均衡、職員の解雇及び待遇引き下げというマイナスイメージを払拭し、サービス向上、コスト削減及び待遇改善を同時に達成。 																											
効果	<p>①政権8年間で累計4億 2000 万ドルの財政負担軽減。1年当たり換算:1992年予算規模(約4億 5000万ドル)の約9分の1に相当。</p> <p>②4回にわたる固定資産税の引き下げ。</p> <p>③10億ドルのインフラ投資を実施。都市問題に対応。</p> <p>④財政健全化 ー米国大都市で唯一、市債の格付け最上級(AAA)取得</p> <p>⑤組織、職員の活性化 ー待遇改善、サービス水準向上</p> <p>⑥地域経済の活性化 ー1999年には失業率が2.3%に低下</p>																											
事例	<p>■代表的な事例</p> <table border="1" data-bbox="279 1041 1391 1570"> <thead> <tr> <th data-bbox="279 1041 606 1086">対象業務</th> <th data-bbox="614 1041 734 1086">落札者</th> <th data-bbox="742 1041 1391 1086">受注者の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 1086 606 1131">市道維持補修</td> <td data-bbox="614 1086 734 1131">官</td> <td data-bbox="742 1086 1391 1131">市の公共事業部門が落札</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1131 606 1209">下水道料金の徴収事業</td> <td data-bbox="614 1131 734 1209">民</td> <td data-bbox="742 1131 1391 1209">電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1209 606 1254">空港運營業務</td> <td data-bbox="614 1209 734 1254">民</td> <td data-bbox="742 1209 1391 1254">民間4社と公団職員チームが入札に参加。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1254 606 1299">下水道処理施設運営</td> <td data-bbox="614 1254 734 1299">民</td> <td data-bbox="742 1254 1391 1299">大手下水道処理企業など5社が入札に参加。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1299 606 1377">ごみ収集</td> <td data-bbox="614 1299 734 1377">官・民</td> <td data-bbox="742 1299 1391 1377">市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1377 606 1422">ゴルフコース運営</td> <td data-bbox="614 1377 734 1422">民</td> <td data-bbox="742 1377 1391 1422">プロゴルファーの団体が落札。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1422 606 1500">車両保守・維持</td> <td data-bbox="614 1422 734 1500">官</td> <td data-bbox="742 1422 1391 1500">米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1500 606 1570">建物管理(警察、消防、刑務所、オフィス等)</td> <td data-bbox="614 1500 734 1570">官</td> <td data-bbox="742 1500 1391 1570">民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札。</td> </tr> </tbody> </table>	対象業務	落札者	受注者の概要	市道維持補修	官	市の公共事業部門が落札	下水道料金の徴収事業	民	電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。	空港運營業務	民	民間4社と公団職員チームが入札に参加。	下水道処理施設運営	民	大手下水道処理企業など5社が入札に参加。	ごみ収集	官・民	市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。	ゴルフコース運営	民	プロゴルファーの団体が落札。	車両保守・維持	官	米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札。	建物管理(警察、消防、刑務所、オフィス等)	官	民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札。
対象業務	落札者	受注者の概要																										
市道維持補修	官	市の公共事業部門が落札																										
下水道料金の徴収事業	民	電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。																										
空港運營業務	民	民間4社と公団職員チームが入札に参加。																										
下水道処理施設運営	民	大手下水道処理企業など5社が入札に参加。																										
ごみ収集	官・民	市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。																										
ゴルフコース運営	民	プロゴルファーの団体が落札。																										
車両保守・維持	官	米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札。																										
建物管理(警察、消防、刑務所、オフィス等)	官	民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札。																										

出典:内閣府 公共サービス改革推進室編 「詳解 公共サービス改革法 Q&A「市場化テスト」」ぎょうせい (2006.7)

(2) 日本での導入と目的

国および地方の財政は依然厳しい状況にある中で、これまで政府が大きな役割を果たしてきた制度について見直し、行政部門の徹底した効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な政府」を実現することは、わが国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つとなっている。

他方、社会構造の成熟化につれて、国民の公共サービスに対する要望は、以前にも増して高くかつ多様化している。こうした要望に限られた財源で対応するために、よ

り効率的な公共サービスの提供が求められているところである。

この課題を解決するために、これまで公共サービスの民間開放の観点から、PFIや指定管理者制度などの民間開放・民間活用の手法が導入され一定の実績をあげてきたところである。しかし、対象分野が限定的なことや法律の規制等の制約もあり、公共サービスの改革の実施というには不十分な面もあった。

そこで、このような課題を解消し、今まで官が担ってきた公共サービス全般について、より横断的・網羅的な手法を構築するため、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）」において、「市場化テスト（官民競争入札制度）」の本格的導入に向け、法的枠組みも含めた制度整備の検討と、国における3分野8事業のモデル事業の実施」が盛り込まれた。

そしてこれを受け、いわゆる「市場化テスト」に関する法律、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という）が誕生し、平成18年7月に施行されることとなった。

公共サービス改革法では、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化するために、公共サービスを不断に見直し、公共サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現することを目的としている。これを具体化するため、公共サービス改革法では、従来、官がその大部分を担ってきた公共サービスの実施について、官と民が対等に競争し、質及び価格の両面から評価して最も優れた者にそのサービスの実施を担わせる仕組みとして、官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という）の措置を規定している。

（3）公共サービス改革法の理念と意義

公共サービス改革法は、

- 公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う
- 公共サービス全般についての不断の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務または事業として行う必要のないものは、廃止する

の2点を基本理念としている。

このため、わが国の「市場化テスト」は、単なる公共サービスの委託先を選定するための手段ではなく、対象とする公共サービスの選定から、官か民かの担い手の選定（役割分担）、事業実施後の見直しまでを通じ、その過程において第三者機関が関与すること等により公共サービス全体のあり方を問う一連のシステムとして機能する制度となっている点に意義があるといえる。

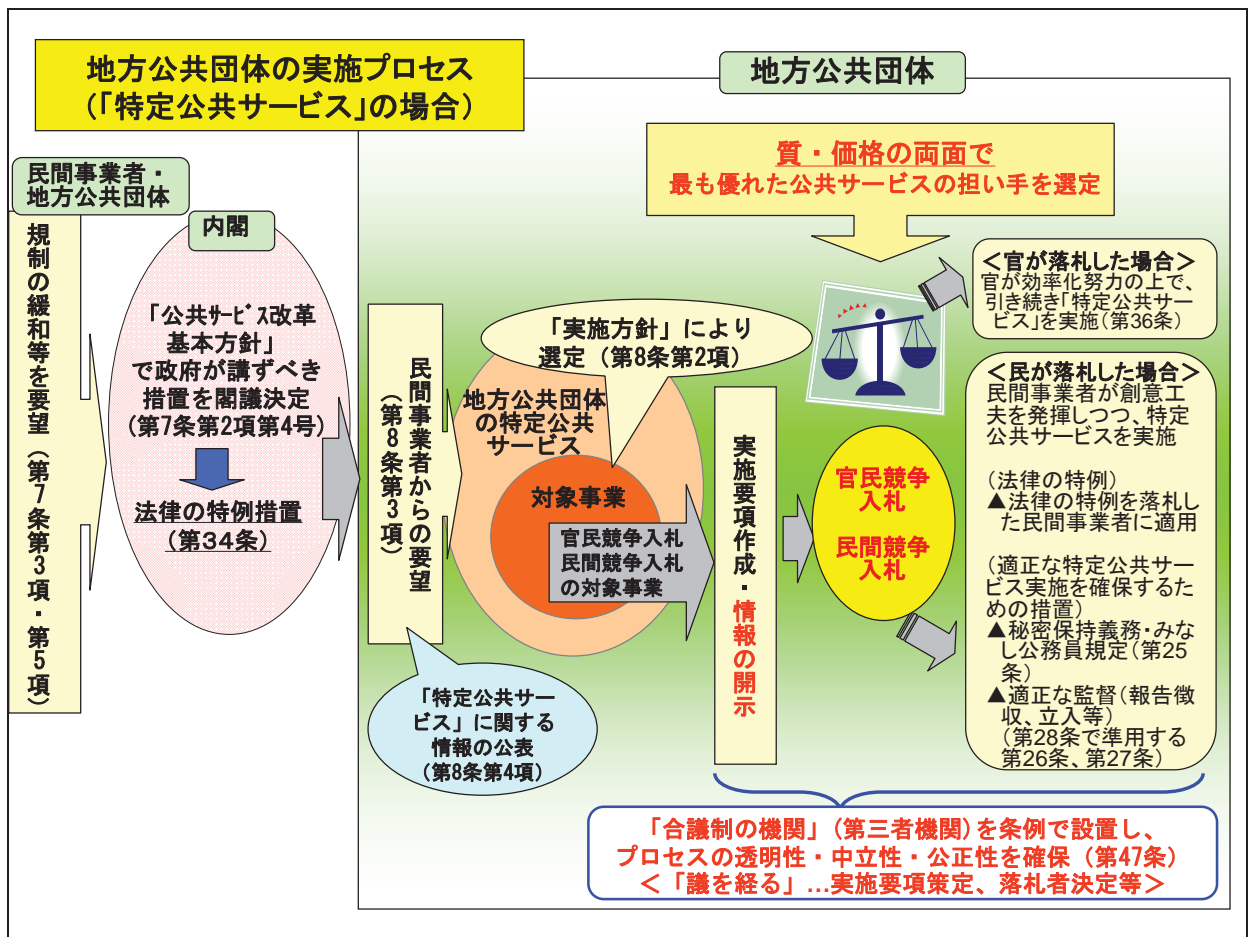
2. 地方公共団体における「市場化テスト」の実施

(1) 地方公共団体における公共サービス改革法の適用

公共サービス改革法に基づき、地方公共団体において官民競争入札等を導入するかどうかについては、地方自治の本旨を踏まえ、各地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされている。(法第4条第2項)

地方公共団体が、公共サービス改革法に示す官民競争入札等を行う場合、法律上の制約があるものについては、公共サービス改革法で法律の特例を規定しており、その特例を適用する必要があるため、法に規定する手続きに従って官民競争入札等を実施する必要がある(法第34条)。

図表1-3 公共サービス改革法による官民競争入札等実施プロセス



出典:内閣府 公共サービス改革推進室作成

一方、それ以外の業務については、公共サービス改革法によらず、地方自治法および地方自治法施行令に基づき条例または規則に手続きを規定することにより実施することができる。

図表 1-4 地方公共団体の「市場化テスト」と法律の特例

入札の種類 対象業務	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法律の特例あり (特定公共サービス)	本法で規定(第3章第3節)	本法で規定(第3章第4節)
法律の特例なし	地方自治法等において 対応可能 ※	地方自治法等において 対応可能

※「官民競争入札」は、公共サービス改革法のみで規定。法律の特例のない業務については、法の手続きを参考に地方自治法等に沿って対応することが可能。

出典:内閣府 公共サービス改革推進室作成

(2) 地方公共団体における「市場化テスト」の定義について

公共サービス改革法に基づく地方公共団体の「市場化テスト」は、特定公共サービス分野（窓口6業務）を対象としたものである。現在のところ、地方公共団体において法に基づく「市場化テスト」（「最狭義の市場化テスト」）を実施した事例が2件出てきている。

これとは別に、公共サービスの改革に資する一連のプロセスとして、地方公共団体における「市場化テスト」に関する自主的な取組は既にいくつか行われている（「2. 市場化テストの取組状況」を参照）。これらは、公共サービスの実施について民間からの提案を基にサービスの提供方法やあり方等についての見直し等を行う点に力点が置かれているものから、従来の公共調達では一般的ではない官民の競争によって公共サービス実施の効率化を目指す点に力点が置かれているものまで、多様である。

わが国の地方公共団体における「市場化テスト」について、法に基づく「市場化テスト」以外については、法律上明確な定義はないが、現状の取組実態を踏まえ概念的に整理すると、

- 広義の「市場化テスト」としては、公共サービス改革の実施に対して民間からの提案を受け付けてそのあり方を再考する【民間提案】に重きを置いたもの
 - 公共サービス改革の実施に競争の原理を導入する【官民競争】の部分を意識したものの
- の両方が存在していると捉えることができる。

以降、本報告書では、地方公共団体における「市場化テスト」として、法に基づく「市場化テスト」（「最狭義の市場化テスト」）及び官民競争型の「市場化テスト」（「狭義の市場化テスト」）を中心に「市場化テスト」の優れた点、課題、留意事項などについて記述するとともに、民間提案型の「市場化テスト」（広義の「市場化テスト」）についても地方公共団体の参考となるよう事例として取り上げた（16頁を参照）。

(3) 地方公共団体における「市場化テスト」の導入分野

① 公共サービス改革基本方針での位置付け

公共サービス改革法では、内閣総理大臣は、民間事業者や地方公共団体からの要望を踏まえ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画を、公共サービス改革基本方針において定めることとされている（法第7条）。現在、地方公共団体関係の業務で公共サービス改革基本方針に位置付けられている業務は、図表1-5に示す通りであるが、今後、民間事業者や地方公共団体からの具体的な要望を受けて、対象となる業務の範囲は広がっていくものと考えられる。

図表1-5 公共サービス改革基本方針における決定事項

地方公共団体関係業務	内容
1. 窓口関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6つの文書(住民票の写し、戸籍謄本など)の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を、市場化テストにより民間委託できるよう、公共サービス改革法に「法律の特例」(特定公共サービス)を創設 ○ 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を民間委託できることを明確化 ○ 登録・届出及びこれに伴う証明書の交付など24事項について、市町村の適切な管理の下においては、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳への記載、証明書の作成等に関する事務についても民間委託できることを明確化
2. 徴収関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の公金の徴収関連業務(電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等)について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施 ①地方税、②国民健康保険料等、③公営住宅の滞納家賃、④公立病院の医業未収金
3. 公物管理関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施 ①水道施設、②工業用水道施設、③下水道関連施設
4. 統計調査関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する次の統計調査関連業務について、民間開放を推進 ①総務省所管の指定統計調査(科学技術研究調査を除く) ②文部科学省所管の指定統計調査

出典:内閣府 公共サービス改革推進室

② 英国における「市場化テスト」の対象業務分野

諸外国の地方政府レベルで「市場化テスト」が導入されてきたものとして、ここでは、英国の事例について紹介する。

1980年代以降のイギリスでは、地方政府での「市場化テスト」が段階的に導入されることとなった。その契機となったのは、1980年に制定された「地方自治・計画・土地法」であり、サッチャー政権下において肥大化した地方政府のコスト削減を目的に、法律により、地方政府による公共サービスの提供に「強制競争入札（Compulsory Competitive Tendering：CCT）」を導入したことが特徴である。

この制度は、地方政府が法により特定された公共サービスを提供する際には官民競争入札を義務付けるという徹底したものであった。CCTは段階的に対象事業を広げたり（現業部門の業務から企画部門の業務へ）、手順を見直したりすること等により、実施の拡大が行われていった。

図表 1－6 英国における強制競争入札の対象分野

時期	強制競争入札対象サービス
1980	建築請負、公共建築物維持管理、道路維持管理(2万5千£超)、5万£超の下水建設
1988	ごみ収集、公共建築物清掃、道路清掃、学校給食、社会福祉施設給食、その他施設給食、公用車維持管理、グラウンド維持管理
1989	スポーツ・レジャー施設維持管理
1994	路上駐車場(パーキングメーター)管理、施設保安、公営住宅維持管理、法律関連事務、建築設計、不動産関連事務
1995	情報処理、財政、人事※

※注)法定されたものの、全面実施には移されていない

出典：稲沢克祐著「自治体の市場化テスト」学陽書房（2006.6）

なお、サッチャー政権を引き継いだメージャー政権は、「質の競争（Competing for Quality）」、「市民憲章（Citizen's Charter）」等の政策指針に基づき、中央政府の業務にも「市場化テスト」を導入し中央省庁の効率性向上に寄与した。その後、1997年に保守党から労働党のブレア政権に変わり、CCTの強制的側面は「1999年地方政府法」により廃止されたが、競争そのものの価値は否定されたわけではなく、官民競争入札も一つの手法として認知され、活用されている。

③ わが国における民間開放・民間活力導入の実態

わが国においても、一連の行政改革の流れの中で、公共サービスの実施には様々な民間開放や民間活力の導入が行われている。総務省が行った地方公共団体における民間開放・民間活力導入の実態に関する調査では、図表1-7のような状況が報告されている。

図表1-7 外部委託の実施状況

1. 都道府県における民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

事務事業名	委託率(時点)		
	H20. 4. 1	H16年度末	H14. 12. 1
本庁舎の清掃	100%	100%	100%
本庁舎の夜間警備	91%	85%	81%
案内・受付	72%	62%	53%
電話交換	79%	67%	42%
公用車運転	63%	51%	21%
学校給食(調理)	89%	76%	—
学校給食(運搬)	95%	80%	—
学校用務員事務	38%	34%	23%
水道メータ検針	83%	83%	50%
道路維持補修・清掃等	100%	100%	94%
情報処理・庁内情報システム維持	100%	100%	100%
ホームページ作成・運営	98%	98%	85%
調査・集計	100%	100%	—
総務関係事務	70%	53%	—

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

出典：総務省「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について（平成20年10月31日）

2. 政令指定都市における民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

事務事業名	委託率(時点)		
	H20. 4. 1	H16年度末	H15. 4. 1
本庁舎の清掃	100%	100%	100%
本庁舎の夜間警備	100%	100%	85%
案内・受付	88%	85%	85%
電話交換	82%	62%	75%
公用車運転	65%	54%	23%
し尿収集	82%	77%	77%
一般ごみ収集	82%	77%	77%
学校給食(調理)	100%	92%	—
学校給食(運搬)	100%	100%	—
学校用務員事務	29%	8%	8%
水道メータ検針	100%	100%	100%
道路維持補修・清掃等	100%	100%	100%
ホームヘルパー派遣事業	100%	100%	100%

在宅配食サービス	100%	100%	100%
情報処理・庁内情報システム維持	100%	100%	100%
ホームページ作成、運営	100%	100%	92%
調査・集計	100%	100%	—
総務関係事務	88%	77%	—

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

出典：総務省「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について（平成20年10月31日）

3. 市町村における民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

事務事業名	委託率(時点)		
	H20. 4. 1	H16年度末	H15. 4. 1
本庁舎の清掃	87%	87%	86%
本庁舎の夜間警備	78%	74%	71%
案内・受付	24%	19%	20%
電話交換	37%	32%	33%
公用車運転	41%	34%	29%
し尿収集	94%	93%	78%
一般ごみ収集	91%	88%	84%
学校給食(調理)	47%	32%	—
学校給食(運搬)	69%	55%	—
学校用務員事務	27%	22%	20%
水道メータ検針	90%	87%	82%
道路維持補修・清掃等	81%	75%	67%
ホームヘルパー派遣事業	97%	95%	91%
在宅配食サービス	99%	99%	96%
情報処理・庁内情報システム維持	94%	90%	82%
ホームページ作成、運営	52%	51%	49%
調査・集計	54%	52%	—
総務関係事務	27%	27%	—

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

出典：総務省「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について（平成20年10月31日）

4. 施設の運営事務の委託

a: 委託を実施施設している施設の比率 b: aのうち全部委託実施施設の比率

施設名	市区町村総計																前回調査時 (H10.4) 委託実施施設 の比率 市区町村総計	
			政令指定都市		中核市		特別市		人口10万以上 の市		その他の市		町村		特別区			
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
保育所	60%	6%	86%	9%	74%	3%	72%	4%	78%	6%	62%	9%	46%	5%	67%	2%	56%	4%
児童館	71%	30%	98%	82%	76%	45%	87%	45%	82%	25%	67%	23%	54%	16%	80%	12%	66%	24%
養護老人ホーム	70%	29%	82%	41%	100%	40%	88%	36%	82%	37%	77%	28%	61%	26%	100%	100%	66%	27%
温泉健康センター	88%	58%	100%	100%	100%	84%	100%	78%	100%	76%	95%	62%	85%	55%	100%	38%	84%	57%
ごみ処理施設	74%	17%	88%	6%	96%	3%	93%	10%	95%	10%	85%	15%	66%	19%	—	—	60%	14%
下水終末処理施設	92%	36%	99%	16%	98%	14%	94%	24%	98%	23%	97%	31%	90%	39%	—	—	79%	23%
体育館	75%	24%	100%	93%	89%	57%	84%	40%	92%	58%	92%	36%	65%	9%	100%	73%	67%	21%
陸上競技場	75%	30%	100%	82%	100%	68%	81%	51%	95%	49%	85%	42%	63%	15%	94%	47%	65%	25%
プール	76%	34%	89%	84%	95%	73%	96%	56%	95%	59%	90%	43%	63%	15%	100%	66%	66%	28%
公民館	73%	14%	100%	41%	88%	4%	87%	2%	81%	9%	73%	12%	64%	17%	100%	40%	62%	12%
図書館	74%	3%	96%	17%	95%	0%	84%	4%	91%	5%	83%	2%	57%	3%	89%	0%	70%	3%
都市公園	91%	22%	96%	26%	90%	16%	86%	6%	91%	24%	91%	34%	84%	17%	96%	15%	77%	17%
市民会館・公会堂	88%	41%	98%	67%	99%	54%	94%	47%	99%	67%	98%	51%	80%	30%	87%	51%	80%	29%
病院	90%	4%	100%	5%	97%	9%	100%	0%	100%	5%	97%	4%	84%	3%	—	—	77%	2%
診療所	63%	18%	98%	46%	85%	15%	91%	32%	86%	28%	73%	11%	53%	16%	98%	55%	49%	17%
駐車場・駐輪場	79%	46%	99%	87%	87%	56%	91%	58%	91%	55%	82%	30%	49%	17%	78%	60%	67%	37%
コミュニティーセンター	90%	59%	100%	96%	99%	62%	75%	52%	95%	50%	95%	71%	85%	52%	96%	59%	80%	56%

(注1)委託実施施設の比率＝委託している施設数(運営事務の一部を委託している施設を含む)÷施設の総数×100

うち全部委託実施施設の比率＝運営事務の全てを委託している施設数÷施設の総数×100

(注2)該当する施設がない場合には、上表中「—」と表記している。

出典:総務省 市区町村における事務の外部委託の実施状況(平成16年3月25日)

また、内閣府が発表したPFI アニュアルレポート（平成18年度：平成20年3月公表）によると、国及び地方公共団体でPFIが導入された分野は、教育と文化、健康と環境、まちづくり、庁舎と宿舎などの8分野266事業にのぼっており、そのうちの約74%にあたる196事業で運営業務を事業範囲に含めているとの報告がされている。

図表1-8 PFI導入分野

分野	施設等	事業数(累計)	運営業務を含む割合
教育と文化	学校、図書館、美術館、ホール等	85	67%
健康と環境	病院、斎場、浄化槽等	51	94%
まちづくり	駐車場、空港、公園、公営住宅等	34	76%
庁舎と宿舎	事務庁舎、宿舎等	26	35%
あんしん	警察施設、消防施設、行刑施設等	17	59%
産業	卸売市場、観光施設等	15	100%
生活と福祉	老人福祉施設等	12	100%
その他	複合施設、道の駅等	26	81%

出典：内閣府「PFI アニュアルレポート（平成18年度：平成20年3月公表）」

このように、わが国の地方公共団体の公共サービス分野での民間への委託状況を見ると、英国での「市場化テスト」実施分野と比較しても既に多くの分野で民間への委託が進んでいるものと考えられる。

また、民間開放・民間活力の導入手法についても、従来の委託では個別に発注されていた一連の業務を包括したり、関連性の高い複数の業務を一括したりして、民間に委ねる等の取組が行われている。さらに、地方公共団体の公の施設の管理運営を民間に委ねることを可能とした指定管理者制度や、新たな公共施設等の社会資本の建設から維持管理・運営等を中心に包括的に民間に委ねるPFI等の活用も進められている。

いずれの手法も、公共サービスの実施に民間の創意工夫を導入し、効果的・効率的な業務の実施を目指したものであるといえる。

民間開放・民間活力の導入にかかる様々な手法と「市場化テスト」との関係について比較した表は図表1-9のとおりであるが、これらの関係を整理して、ある分野についてどの手法を活用することが効果的かについて検討することは、今後の課題である。

図表 1-9 自治体サービスの民間開放・民間活力導入手法と「市場化テスト」の比較

手法	市場化対象の決定	委託、発注方法、契約のあり方		規制改革の有無	官民競争の有無
		委託等のあり方	発注方法契約のあり方		
業務委託	自治体	一部業務	仕様発注/価格評価 単年度契約	なし	なし
包括的民間委託	自治体	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	なし	なし
一括型民間委託	自治体	多種業務一括	仕様発注/価格評価 単/複数年度契約	なし	なし
指定管理者制度	自治体	施設管理運営 業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度協定	制度自体の導入	財団等との競争
PFI	自治体、民間提案	施設等包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	行政財産貸付等	あり(注)
市場化テスト (官民競争入札等)	自治体、民間提案	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	あり	あり

(注)PSC(Public Sector Comparator)と民間とのコスト比較

出典:平成19年度地方公共団体との研究会第2回 関西学院大学 稲澤克祐教授作成資料(一部加筆)

3. 「市場化テスト」の積極的活用

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務省 平成18年8月31日)においては、公共サービスの見直しにあたり、官民競争入札等を含む市場化テストについて、積極的な活用に取り組むことが求められている。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日 総務省) 抜粋

(略)

第2 公共サービス改革

地方公共団体における公共サービス改革については、行政改革推進法、公共サービス改革法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

1 公共サービスの見直し

新地方行政指針においては、行政組織運営全般について、住民等の意見を反映する仕組みを整えた上で、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務事業等の正当性の検証を行うこと等を助言したところであり、既に地方公共団体においては、様々な手法により事務・事業の再編・整理、廃止・統合に積極的に取り組んでいるものと承知している。

今般、行政改革推進法第55条第4項において「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務(以下「公共サービス」という。)として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

2 市場化テストの積極的な活用

上記1の公共サービスの見直しに当たっては、地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（公共サービス改革法に規定する官民競争入札及び民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を含む。以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むこと。この場合において、地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスについてもその対象であること。その際、国における官民競争入札等の実施状況を踏まえるとともに、以下の点に留意すること。

(1) 市場化テストの実施に当たっては、公共サービスの質の維持向上に関する成果指標や経費の削減に関する数値目標など可能な限り明確かつ客観的な目標を設定して取り組むこと。

また、公共サービス改革法第8条第3項の規定に基づく手続等により、公共サービスの提供に関する民間事業者等からの意見を積極的に取り入れるよう取り組むこと。

(2) 公共サービス改革法は、地方公共団体の公共サービスのうち法令の特例を講じなければ民間事業者が実施し得ないものを「特定公共サービス」と位置付け、法令の特例を講じることにより自ら率先して官民競争入札等を行うことを可能とする手続等の整備等を行うものであること。

なお、法令の特例措置を講ずることなく民間事業者が実施し得る公共サービスについては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例等により手続を整備することにより、官民競争入札等に準じた手続を実施することが可能であること。

(3) 公共サービス改革法第4条第2項においては、「国の行政機関は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるもの」と規定されており、地方公共団体が公共サービスの官民競争入札等を自発的に実施しようとする際に、これを阻害している法令等の規制があるため、特定公共サービスの拡大等の措置が必要と考える場合は、公共サービス改革法第7条第5項に基づく意見聴取の手続を積極的に活用すること。

(4) 市場化テストの結果、民間事業者に公共サービスの実施の委託等を行う場合であっても、当該公共サービスの住民への提供について最終的に責任を負うのは委託等を行った地方公共団体であることを認識し、民間事業者が当該公共サービスを適正かつ確実に実施するよう契約等に基づき監督等必要な措置を講ずること。

特に、委託内容がブラックボックス化し、コストの増加や新規事業者が参入できない状況が発生しないよう、(1)の指標等に基づき適切に評価・管理を行うことができる措置を講じること。

(略)

このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、それぞれの行財政改革計画等の中で「市場化テスト」の導入についての検討を位置付けるなど、導入に向けての積極的な動きが生じているところである。

地方公共団体における「市場化テスト」の取組状況については、内閣府のHPで随時公表しているほか、総務省のHPにおいても、毎年取組状況を公表している。

内閣府HP <http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

総務省HP <http://www.soumu.go.jp/iken/index.html>

第2章 「市場化テスト」の取組状況

本章では、地方公共団体における公共サービス改革法による官民競争入札等の実施状況や実施に向けた検討状況等を把握し、通常の委託業務と「市場化テスト」との相違点等を明確にする。

1. 地方公共団体における「市場化テスト」の導入状況

これまでに地方公共団体が検討又は実施した「市場化テスト」の事例について、法に基づくものか、官民競争入札を行ったものかといった観点から整理すると、おおむね次の4つの類型に分類することができる。

ケース1: 法に基づく「市場化テスト」の実施事例

- 北海道由仁町(三川支所窓口業務)(官民競争入札)
- 長野県南牧村(野辺山出張所窓口業務)(民間競争入札)

ケース2: 官民競争型「市場化テスト」(公共サービス改革法(第3章第3節)に示す手続を参考に、官民競争入札)を実施している事例

- 東京都(都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練業務)
- 愛知県(県自治研修所職員研修業務、県旅券センター旅券申請窓口、名古屋高等技術専門学校短期課程「OAビジネス科」業務)
- 和歌山県(県庁南別館管理運営業務)
- 岡山県(職員公舎等管理業務)
- 岩手県奥州市(水道止水栓開閉栓業務)
- 岡山県倉敷市(車両維持管理業務)

ケース3: 民間提案型「市場化テスト」(公共サービス改革法を参考に、「自治体版市場化テスト」として、民間提案によって担い手の見直しを行い「市場化テスト」を実施<又は決定>している事例)

- 北海道(旅券業務)
- 大阪府(職員研修業務、建設業許可申請の受付等業務、<税務業務、府営水道管理運営業務、府立図書館管理運営業務、監査業務、医薬品承認申請受付等業務、居宅サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者等指定申請受付等業務、宅建業免許申請受付等業務、府営住宅家賃催告・債権回収業務、労働大学講座事業>)
- 熊本県(くまもと県民交流館・NPO活動支援業務、県立農業大学校給食委託事業、放置車両確認事務委託業務)

ケース4:「市場化テスト」に関する条例・ガイドライン等の策定、「市場化テスト」の実施等の公表に関する事例

- 宮城県丸森町(丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例)
- 東京都足立区(足立区における公共サービス改革の推進に関する条例)
- 神奈川県横浜市(提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン)
- 岐阜県多治見市(多治見市市場化テストガイドライン(基本指針))
- 静岡県浜松市(浜松型市場化テストの導入に向けての基本指針)
- 岩手県(「岩手型市場化テスト」の実施を公表)
- 大阪府大阪市(提案競争型民間活用の基本指針策定を公表)

なお、これまでの研究会で取り上げられた事例を検証すると、地方公共団体では次の点に留意しながら「市場化テスト」を実施してきており、これらの点は一般的なアウトソーシングと比較して「市場化テスト」の特徴(優れている点)として挙げることができるのではないかと考えられる。

市場化テストの特徴(優れている点)

- 質の維持向上及び経費の削減
- 行政職員の意識改革、官の業務改革
- 民間事業者の創意工夫の反映
- 競争性の確保
- 情報の開示
- 第三者機関によるチェック

ケース1 法に基づく「市場化テスト」の実施事例

北海道 由仁町（総務まちづくり課まちづくり室）	
経緯等	<p>○法に基づく「市場化テスト」の全国第2番目の事例、官民競争入札では最初の事例</p> <p>○平成20年3月6日 「由仁町官民競争入札等監理委員会設置条例」可決</p> <p>○平成20年5月9日 由仁町官民競争入札等監理委員会を開催、「由仁町官民競争入札制度基本方針」を決定</p> <p>○平成20年5月23日 由仁町官民競争入札等監理委員会委員会にて落札者を決定</p> <p>○平成20年6月17日 契約に関する議会議決</p>
対象業務	<p>三川支所窓口業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定公共サービス窓口6業務(受付及び引渡し) ・高額療養費の申請の受付、乳幼児医療助成申請の受付、児童手当現況届の受付などの窓口業務
委託期間	平成20年7月1日～平成23年3月31日
入札方法	官民競争入札(総合評価一般競争入札)
入札結果	<p>民が落札(日盛ビル管理株式会社(札幌市))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約総額 1,039万5千円(33ヶ月)
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の経費(年間) 6,536千円→ 3,780千円 (年間2,756千円の削減) ・町職員2人(正職員1、臨時職員1)→民間事業者3人(交替制) <p>正職員1人については、配置転換。町全体で結果的に支所正職員1人分の減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱い時間の延長 平日のみ 9:00～16:00 → 平日 9:00～20:30(月を除く)、休日 9:00～16:30
第三者機関	<p>由仁町官民競争入札等監理委員会(平成20年3月6日可決。3月18日条例公布・施行)</p> <p>委員5名(観光協会会長、行財政改革推進委員、商工会会長、建設業協会会長、町総務まちづくり課統括課長)、</p> <p>委員長 高瀬 弘 (由仁町行財政改革推進委員会委員長、町観光協会会長)</p>
参照HP	http://www.town.yuni.lg.jp/kakuka02_somu02_matisitu.html

長野県 南牧村（住民課）	
経緯等	<p>○法に基づく「市場化テスト」の地方公共団体初の事例</p> <p>○平成 20 年 2 月 18 日 官民競争・民間競争入札制度（市場化テスト）の実施に関する方針 公表</p> <p>○平成 20 年 3 月 21 日 南牧村公共サービス改革審議会の設置に関する条例 施行</p> <p>○平成 20 年 3 月 24 日 南牧村公共サービス改革審議会 発足</p> <p>○平成 20 年 5 月 12 日 南牧村公共サービス改革審議会にて落札者を決定</p> <p>○平成 20 年 5 月 13 日 契約に関する議会議決</p>
対象業務	<p>野辺山出張所窓口業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定公共サービス窓口6業務（受付及び引渡し） ・福祉医療費支給申請書、児童手当現況届、村営住宅収入申告書などの受付
委託期間	平成 20 年 6 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
入札方法	民間競争入札（総合評価一般競争入札）
入札結果	<p>(株)南牧村振興公社が落札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約総額 14,620 千円(34 ヶ月)
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の経費（年間）約 17,000 千円→ 5,160 千円（年間 約 11,840 千円の削減） ・村職員3人（うち2人は期間限定）→公社職員3人（交替制） 3人の村職員については、配置転換で対応（村全体では定年退職不補充により2人減） ・従来の行政サービスの維持 （設定された質「各種証明書交付請求書等の適正な受付、及び各種証明書等の適正な引渡し」）
第三者機関	<p>南牧村公共サービス改革審議会（平成 20 年 3 月 21 日施行）</p> <p>委員 5 名（財産区議長、教育委員長、農業委員会長、社会福祉協議会長、商工会長）</p> <p>会長 井出 良二（海尻財産区議長）</p>
参照HP	http://www.avis.ne.jp/~minamivo/gyousei.htm

出典：内閣府 公共サービス改革推進室作成

ケース2 官民競争型「市場化テスト」の実施事例

地方公共団体(担当課)	制度名称等	対象事業・期間	入札方法、入札結果	第三者機関の設立状況等	その他(参照 HP)
東京都 (総務局 行政改革推進部 行政改革課)	東京都版市場化テストモデル事業	【平成 19 年度事業】 都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練業務 ※7 科目 (H19.4.1～H20.3.31)	総合評価一般競争入札 加算方式 【官(産業労働局雇用就業部及び都立八王子技術専門校)】 1 件 (参考価格:24,055,200 円) 【民】 6 件 ヒートウェーブ株式会社 (落札価格:23,730,000 円) ヒューマンアカデミー株式会社 (落札価格:17,388,000 円) 株式会社東京リーガルマインド 4 件 (落札価格:17,745,000 円、 17,745,000 円、17,745,000 円、 17,745,000 円)	東京都版市場化テストモデル事業監理委員会(平成 18 年 9 月 16 日設置)、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会設置要綱 メンバー(5 名): (委員長)根本祐二(東洋大学教授)、 灰原芳夫(公認会計士)、松崎茂(東京都総務局行政改革推進部長)、泉本和秀(東京都財務局経理部長)、有我明則専門委員(社団法人東京都専修学校各種学校協会事務局次長) → 東京都版市場化テスト監理委員会(平成 19 年 7 月 10 日)、東京都版市場化テスト監理委員会設置要綱 メンバー(5 名): (委員長)根本祐二(東洋大学教授)、 灰原芳夫(公認会計士)、松崎茂(東京都総務局行政改革推進部長)、新田洋平(東京都財務局経理部長)、有我明則専門委員(社団法人東京都専修学校各種学校協会事務局次長)	http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/sjio-uka-test/test-model18.htm なお、平成 20 年度については、 ・19 年度業務の入札結果、官が落札した業務は、引き続き官が実施 ・19 年度業務の民落札の 6 件+追加業務 1 科目(2 件)について、 <u>民間競争入札</u> (総合評価一般競争入札)を実施 (H20.4.1～H21.3.31)

愛知県 (総務部総務課)	愛知県市場化テストモデル事業	愛知県自治研修所職員研修業務(H20.4.1～H21.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式 【官(愛知県)】 (参考価格:70,453,000円)	愛知県市場化テストモデル事業監理委員会(平成19年4月1日設置)、愛知県市場化テストモデル事業監理委員会開催要綱 メンバー(6名)(委員5、専門委員1) (座長)稲澤克祐(関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授)、面高俊文(株式会社デンソーユニティサービス代表取締役社長・NPOパートナーシップサポートセンター監事)、加藤義人(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究開発第一部長兼PFI推進室長)、川合伸子(弁護士)、二村友佳子(公認会計士) (専門委員)生駒 昇(豊田工業高等専門学校 産学連携・地域連携コーディネーター)	http://www.pref.aichi.jp/000004935.html
		愛知県旅券センター旅券申請窓口業務(H20.4.1～H21.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式 【民】 株式会社ジェイコム (落札価格:41,002,500円)		http://www.pref.aichi.jp/000004840.html
		公共職業訓練 名古屋高等技術専門校 短期課程「OA ビジネス科」業務(H21.4.1～H22.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式 【官(愛知県)】 (参考価格:22,400,574円)		http://www.pref.aichi.jp/0000018361.html
和歌山県 (総務部 総務管理局 行政経営改革室)	和歌山県版市場化テストモデル事業	和歌山県庁南別館管理運営業務(H19.1.4～H21.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式 【民】 クリーン・ケイエヌ・東和グループ (落札価格:131,250,000円)	和歌山県市場化テスト評価委員会(平成18年8月28日設置) メンバー(5名): 牧野源泉(和歌山大学経済学部教授)、宮田栄子(和歌山商工会議所女性会常任理事)、楠見恭平(公認会計士)、仲谷美幸(建築士)、玉置三夫(和歌山県市長会会長)	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011700/sijouka/sijoukatop.html

岡山県 (総務部 人事課 行政改革推進室)	市場化テストモデル事業	職員公舎等管理業務 (H20.4.1～H23.3.31)	総合評価一般競争入札 除算方式 【民】 株式会社第一ビルサービス (落札価格:20,790,000円)	職員公舎等管理業務市場化テストモデル 評価委員会(平成19年8月29日設置)、 職員公舎等管理業務市場化テストモデル 評価委員会設置要綱メンバー(5名): 大崎泰正(財団法人岡山経済研究所所 長)、畠平泰彦(岡山商工会議所企画広 報部長)、藤原裕里子(税理士)、山本幾 子(ノートルダム清心女子大学准教授)、 和田洋子(一級建築士)	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?li_f_id=12694
奥州市 (総合政策部 政策企画課)	奥州市モデル市場化テスト実施方針	水道止水栓開閉栓業務 (H20.4.1～H23.3.31)	総合評価指名競争入札 加算方式 【民】 奥州市水道工事業協同組合 (落札価格:2,700,000円)	奥州市モデル市場化テスト評価委員会 (平成19年8月設置)、 メンバー(5名): 佐藤靖(青山学院大学経営学部教授)、 山本健(岩手県立大学総合政策学部講 師)、高梨明美(元前沢町教育委員)、石 川千早(奥州市農業委員・宇南田専用水 道組合副組合長・元胆沢町上下水道事 業運営審議会委員)、千葉悦子(衣川女 性の会会長)	http://www.city.oshuiwate.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1202962501766&SiteID=0000000000000&FP=search&RK=1234160657581
倉敷市 (総合政策局 企画財政部 行政経営課)	倉敷市官民競争入札制度(市場化テスト)	倉敷市車両維持管理業務 (H20.4.1～H23.3.31)	総合評価一般競争入札 加算方式 【官(倉敷市総務局総務部管財課)】 (参考価格:151,849,732円)	倉敷市官民競争入札落札者選定委員会 (平成19年8月10日設置)、倉敷市官民 競争入札落札者選定委員会条例 メンバー(5名): 佐藤芳郎(佐藤会計事務所公認会計 士)、大崎二郎(岡山県損害保険代理業 協会副会長)、杉本秀秋(社団法人岡山 県自動車整備振興会専務理事)、鳥越良 光(岡山商科大学商学部教授)、森廣伸 之(岡山県備中県民局協働推進室室長)	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kaikaku/market/index001.html

出典:既存資料を基に(財)日本経済研究所が作成、内閣府公共サービス改革推進室において加筆・更新

ケース3 民間提案型「市場化テスト」の実施＜又は決定＞事例

北海道「北海道市場化テスト」 (総務部行政改革局行政改革課)	
導入の目的	民間からの提案を受けて、公共サービスの多様な提供体制を検討することにより、公共サービスの維持向上と行政運営の効率化や地域経済の活性化に寄与する。
検討経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・官と民との役割分担の明確化と協働推進の視点に立って道の業務を見直し、公共サービスの質の維持向上と行政運営の効率化を図るとともに地域経済の活性化につなげていくため、「民間開放推進計画(H18.2 策定)」に基づき、平成19年度から北海道市場化テストを導入した。 ・毎年度策定する「北海道市場化テスト実施規程」に基づき、対象業務に関する民間提案を募集するとともに、有識者等で構成する北海道市場化テスト監理委員会を設置・開催し、民間開放を実施する対象業務の選定に向けた取組みを進めている。
導入方法(体制、進め方等)	<p>○平成18年11月 『「北海道版市場化テスト(仮称)」モデル事業実施方針(案)』を公表。平成20年度からの市場化テストの本格実施を円滑に進めるため、平成19年度にモデル事業を先行実施し、対象業務の範囲や契約年数等のあり方、サービス内容の評価等について検証。</p> <p>【第三者機関】 北海道市場化テスト監理委員会(平成19年7月25日設置)</p> <p>【構成】 吉見 宏 委員長(北海道大学大学院教授)、ほか5名(公募委員含む)</p>
対象業務等	<p>【対象業務】</p> <p>(1)モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等業務 (平成19年4月1日から1年間) ※一般競争入札、派遣契約 ②農業試験場における農業技能業務 (平成19年4月1日から1年間) ※一般競争入札、一部派遣契約 <p>(2)平成20年度実施業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①庁舎の受付案内業務 (平成20年4月1日から1年間) ※一般競争入札 ②法人二税に係る業務(申告書等の封入、收受、入力業務) (平成20年4月1日から平成21年1月15日) ※一般競争入札 ③旅券業務 (平成20年10月1日から2年間) 総合評価一般競争入札 ④道路等パトロール業務 (平成20年5月1日から11ヶ月(一部業務は4月1日～)) ※一般競争入札 <p>(3)継続検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①統計調査業務 ②高等技術専門学院の業務
参照 HP	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/markettesting.htm

大阪府「大阪版市場化テスト」 (総務部行政改革課)	
導入の目的	大阪版市場化テストを通じ、官と民が互いの強みを活かして連携することによって、公共サービスの質の向上と効率化を同時に実現する取組みを加速させる。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、行政と民間が多様な形で連携し公共サービスを提供していく、PPP改革を推進している。その中でも、業務の民間開放を推進する有効な手法である市場化テストに着目し、平成 17 年度には「大阪府市場化テストガイドライン」を策定するなど、市場化テストの導入に向けて検討を進めてきた。 ・府として常に考えてきたことは、「如何にすれば、公共サービスの“質の向上と効率化”を同時に進めることができるのか」という視点。官と民がそれぞれ持ち味を發揮して新たな公を実現していく。それがPPP改革の本旨であると考えている。 ・上記を踏まえ、まずは、ガイドラインで設定した「提案アウトソーシング型」の具体的な手法として「民間提案型アウトソーシング」を導入し、平成 19 年度から具体的な業務に対する民間事業者からの提案を公募した。このことに伴い、平成 19 年 1 月にも外部有識者からなる「大阪版市場化テスト監理委員会」を立ち上げ、具体的な準備を進めていくこととした。
導入方法(体制、進め方等)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 17 年 8 月 「大阪府市場化テストガイドライン」を公表。 ○平成 19 年 1 月 「大阪版市場化テストの実施 ～官民連携によるさらなる民間開放の推進～」を公表。まず、民間提案型アウトソーシングをスタート。 ○平成 19 年 5 月～6 月 民間提案の公募を実施。 ○平成 19 年 7 月～ 監理委員会において、事業提案の内容確認及び官民比較等を審議し、対象業務の民間開放の方向性を決定。 ○平成 20 年 3～6 月 新たな対象業務に関する提案を募集 ○平成 20 年 9 月 提案募集の結果と提案に対する考え方を公表 ○平成 20 年 12 月 新たな対象業務(9業務)を決定 <p>【第三者機関】</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪版市場化テスト監理委員会(平成 19 年 1 月 25 日設置)</p> <p>【構成】</p> <p style="padding-left: 20px;">光多 長温 委員長(鳥取大学教授)、ほか 4 名</p>